F　**開示**（個人情報保護法第25条、個人情報保護法施行令第６条）

a　**開示**（第１項）

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、個人情報保護法施行令第６条で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより、ｉ本人等の権利利益を害するおそれがある場合、ii当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、iii他の法令に違反することとなる場合のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

b　**本人に対する通知**（第２項）

個人情報取扱事業者は、ａの規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

c　**他の法令による開示**（第３項）

他の法令の規定により、本人に対しａの本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、ａの規定は、適用しない。

G　**訂正等**（個人情報保護法第26条）

a　**訂正等**（第１項）

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下ａ及びｂにおいて「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

b　**本人に対する通知**（第２項）

個人情報取扱事業者は、ａの規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

H　**利用停止等**（個人情報保護法第27条）

a　**利用停止等**（第１項）

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが１―⑴①Ｂ（利用目的を超えた個人番号の利用禁止）の規定に違反して取り扱われているという理由又はＤの規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下ａ及びｂにおいて「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

b　**本人に対する通知**（第３項）

個人情報取扱事業者は、ａの規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は個人情報保護法第27条第２項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

I　**理由の説明**（個人情報保護法第28条）

個人情報取扱事業者は、Ｅｃ、Ｆｂ、Ｇｂ又はＨｂの規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

J　**開示等の求めに応じる手続**（個人情報保護法第29条、個人情報保護法施行令第７条、第８条）

a　**開示等の求めの受付方法**（第１項）

個人情報取扱事業者は、Ｅｂ、Ｆａ、Ｇａ又はＨａ若しくは４（第三者提供の停止に関する取扱い）の規定による求め（以下ａからｄまでにおいて「開示等の求め」という。）に関し、個人情報保護法施行令第７条で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

b　**特定するに足りる事項の提示**（第２項）

個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

c　**代理人**（第３項）

開示等の求めは、個人情報保護法施行令第８条で定めるところにより、代理人によってすることができる。

d　**本人に対する配慮**（第４項）

個人情報取扱事業者は、ａからｃまでの規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

K　**手数料**（個人情報保護法第30条）

a　**手数料の徴収**（第１項）

個人情報取扱事業者は、Ｅｂの規定による利用目的の通知又はＦａの規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

b　**手数料の額の定め**（第２項）

個人情報取扱事業者は、ａの規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

L　**苦情の処理**（個人情報保護法第31条）

a　**苦情の処理**（第１項）

個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

b　**体制の整備**（第２項）

個人情報取扱事業者は、ａの目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

○厚生労働省告示第四百三十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十二月十二日から適用する。

平成二十六年十一月十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表に次のように加える。